

平成27年11月17日(火)
午後3時～ 奈良県庁第一応接室

第11回奈良県税制調査会資料

	論点マップ・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	本県の自主的な税制について・・・・・・・・	2
	□森林環境税の見直し(答申)・・・・・・・・	7
	□法人県民税特例制度の見直し(答申)・・・・	13
2	政府要望について・・・・・・・・	14
	□地方税改革に関する要望	
	□研究開発税制等要望	
3	今後の調査会活動について・・・・・・・・	20
	□自主的な税制にかかる調査・研究	
4	今後のスケジュール・・・・・・・・	21



県勢の状況

- ・大阪のベッドタウンとして、昭和50年代後半まで社会増が高い水準で推移し、人口が大幅に増加
- ・今後、全国よりも急速に高齢化が進行する見込み
- ・県外就業率は、約30%で全国一高い。
- ・県外消費率は、約16%で全国最上位

県税の状況

- ・歳入の約4割を地方交付税に依存し、県税収入は、3割未満
- ・個人県民税は、税収の4割強を占めるが、近年は低下傾向（一人当たり税収は、全国第8位）
- ・法人2税は、税収の2割未満で、自動車税よりも少ない。（一人当たり税収は、全国最下位）
- ・一世帯当たり消費支出は全国3位であるにもかかわらず、清算後の一人当たり地方消費税額は全国最下位

今回、御審議賜りたく考えております。

本県税制度のあり方を検討

税源の偏在（格差）是正

- 1 地方法人課税関係
地方法人特別税・譲与税制度
- 2 地方消費税関係
清算基準（現行分、税率引上げ分）

本県の自主的な税制

- 1 課税自主権の活用
(1) 産業廃棄物税（法定外税）
※25年度中に検討
(2) 森林環境税（法定外税、超過課税方式）
(3) 法人県民税法人税割税率の特例 等
- 2 減免・課税免除制度の見直し
自動車税・自動車取得税の身体障害者等に係る減免

○奈良県森林環境税の概要

県土の保全、自然環境の保全、水源のかん養等すべての県民が享受している森林の公益的機能の重要性に鑑み、平成18年度より導入(期限5年、18年度～22年度)、平成23年度に5年延長(23年度～27年度)

会計を区分し用途を明確化するため、税収は「奈良県森林環境保全基金」に積み立て、森林環境の保全と森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に関する事業経費に充当

- 課税の仕組み
- ・ 課税方法……「県民税均等割」に上乗せする方法
 - ・ 税 率…… 個人：年額500円
法人：森林環境税課税前の均等割額の5%相当額

○税収の推移

(単位：百万円)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
森林環境税税収額	257	359	362	357	363	359	359	361	363	356

○県民アンケート実施結果(平成27年4月実施)

- ・森林環境税に関し、県民の幅広い意見を聴取するためアンケートを実施
- ・対象者…個人2,550人、法人450社への抽出アンケート

1 森林環境税の取組について

- ・森林環境税を活用した取組について、必要だと考える割合 ……**個人87.7%、企業87.8%**
- ・森林環境税を活用した取組について、今後も継続すべきだと考える割合 ……**個人52.6～61.2%**
……**企業56.7～64.9%**

(参考) 個人における割合最高：①施業放置林整備事業(61.2%) 割合最低：④森林とのふれあい推進事業(52.6%)

2 森林環境税の税額について

- ・現在の税額(個人500円、企業均等割額の5%)について賛成する割合 ……**個人81.3%、企業59.1%**

3 見直し期間について

- ・見直し期間について、5年間が適当だと考える割合 ……**個人58.9%、企業58.5%**

1 本県の自主的な税制について

○森林環境税の使途について

第1期(平成18~22年度)から継続している取り組み

第2期(平成23~27年度)から追加した取り組み

① 施業放置林の整備



② 里山づくりの推進



③ 森林環境教育の推進



④ 森林とのふれあいの推進

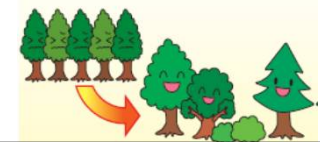


⑤ 森林生態系の保全



取組	27予算額 (千円)	主な事業内容	第2期までの取組結果(主なもの) (H18~H27:H27は見込み)	今後の課題、重要性等
	(割合(%))			
① 施業放置林の整備	312,398 (67.5%)	放置人工林における強度間伐	8,270haを整備	いまだに未整備放置森林が約9,000ha残存しており、間伐等による整備が必要
② 里山づくりの推進	29,200 (6.3%)	1) NPOやボランティアによる放置里山林・竹林の整備 2) 集落周辺の森林に獣害防止を目的とした緩衝帯整備	1) 85haを整備 2) 44haを整備(H23~)	1) 依然、放置里山林や竹林は多く、これら里山林等について健全な里山は維持するためには必要 2) 集落における獣害被害は依然厳しい状況
③ 森林環境教育の推進	45,940 (9.9%)	1) 森林環境教育の指導者養成 2) 森林の大切さを体験学習するイベントの開催 3) 生徒・児童に木への親しみを持ってもらおう木育の普及	1) 約300人養成 2) 養成した指導者によるイベント参加者 約2,500人 県実施イベントによる参加者 約24,000人	森林の公益的機能についての認識を深め、県民全てが森林を守り育てるという意識の醸成と、放置森林への取組の理解を進め、それにより森林の保全をより進めることから、森林環境教育推進は今後とも重要
④ 森林とのふれあいの推進	40,900 (8.8%)	未利用森林に眺望エリアや活用エリアを整備して地域活性化を図る	奈良県景観計画に基づく景観創造事業に位置づけられた森林区域20箇所について整備を実施	当初の目的を果たした(20箇所の整備を実施済)
⑤ 森林生態系の保全	34,711 (7.5%)	森林生態系に重大な被害を及ぼすニホンジカ対策やツキノワグマの保護管理、ナラ枯れ対策等	過去三年(H23~25)のニホンジカ捕獲数及び被害区域面積(捕獲数→被害面積) H23: 4,722頭 → 3,724ha H24: 6,423頭 → 3,399ha H25: 6,927頭 → 3,680ha	・ニホンジカについては、一定の効果を上げているが被害が下げ止まり状態にあり、今後もニホンジカ対策は必要 ・紀伊半島のツキノワグマは、依然レッドデータブックにおいて絶滅危惧地域個体群の位置づけにあり、保護管理が必要 ・ナラ枯れ被害面積は、H24: 13.7ha → H26: 21.1ha と拡大傾向

前回の調査会での各委員からのご意見(森林環境税)



税率

【据え置き】

- 個人的には倍にしてほしい。皆に問題提起してほしいと思うが、現実的ではないだろうから、500円ぐらいがちょうどいいのかなと思う。
- 施業放置林対策のために財源が必要としても、いま500円を上げるのは拙速かも。新税というのも問題提起のひとつかもしれない。
- 当事者意識を持ってもらうために、なぜ森林環境税を負担するのかということ意識してもらうために上げるというやり方もあるが、総合的に考えれば、500円が妥当と考える。
- 税額は年額 500 円と他の県と比べて小さくなく、アンケート調査で払ってもいいと思う金額(679円)よりも小さい。当面は年額 500 円で継続することが妥当ではないか。

【増額】

- 5年間継続する場合、少し税収が少ないので、税率は少し上げて700円くらいでもいいのではないか。
- アンケート結果が比較的肯定的な意見が多いことから、増額してもよいのではないか。
- アンケート結果では600～700円でもよいということからも、上げてよいのではないか(1,000円程度)。

課税期間

【据え置き】

- 課税期間については、使途事業の進捗状況及びその成果を見極める必要があるので、現行と同じ5年程度とすべきではないか。

前回の調査会での各委員からのご意見(森林環境税)

使途事業

【見直し】

- 公益的機能とは一体なにかということをはっきり把握できると一番いい。そのアウトカムをどのように把握して森林環境税として使途事業の有効性を示していくことが必要。
- 森林とのふれあいの推進事業は使途事業から外すことについては賛成。
- 本来の目的かつ支持の多いもの(放置林の整備)に重点化していくというのが第一
- 他の県と比べて、奈良県はハード事業の割合が高く、税収の7割が放置森林への取り組み(ハード事業)に充てられている。今後ハード事業をより重点化するという方針も示されている。これには賛同できる。
- アンケート調査からも放置林整備の必要性を認識する県民が多いことがうかがわれるため、放置林の整備という目的達成に向けて効率的に予算が使われるのであれば、森林環境税に対する県民の支持が得られるのではないかと思われる。
- 放置林以外の部分を縮小するというのは基本的に賛成(全額施業放置林対策でもよい。)。これは、緊急に早めに処置した方がよいのでは。
- (この10年間で)いろいろな事業が行われ、継続すべき事業について明確になってきている。
- 「森林とのふれあいの推進事業」については、地域活性化を図っていくという観点からも、あったほうがいいかなと思っている。
- 施業放置林事業は、森林環境税でないとできないものではない。
- 県民にも参加していただいて、森林の重要性を認識してもらうことが非常に大事。森林環境税を投入してこんなにうまくいったというモデルケースをはっきりしていかないと、県民に延長するという説明が厳しい。そういう意味では、ソフト事業は継続していく方が県民の理解を得られるのではないか。

前回の調査会での各委員からのご意見(森林環境税)

その他

- 眠っているストックを有効利用するのは大賛成。
- 施業放置林の解消に向けた取り組みとして重課を含めた提案しているが、このように税制と合わせてどういう取り組みをしていくかというのが問われる。
- 森林環境税は、森林の荒廃を背景として10年ほど前から一部の県で導入が進められ、現在30県以上で導入されている。森林の多い奈良県が、放置林の整備のために独自課税を設ける意義はある。
- 山間部の人たちと都会(例:奈良市内)の住民の負担の税金の問題とも言え、その温度差をどう埋めるかという観点で考える必要がある。
- 放置林の所有は民間なので、ちゃんと手入れするのが責任なのでと言えないものか。そこがあれば、放置林の手入れを公的にやれば、その分は請求しますよと言えればよいのだが。
- 地方だと、重課した上で公共事業をやるといったポリシーミックスみたいなことが可能。地域での税制ポリシーミックスに使うピースは何かないか。

奈良県森林環境税について（答申）（案）

平成27年11月17日
奈良県税制調査会

奈良県森林環境税は、平成18年度より導入された県民税の均等割に上乘せする方法により課税されている超過課税である。

導入にあたっては、「県土の保全、災害の防止、自然環境の保全、水源のかん養等すべての県民が享受している森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、県民の理解と協力の下に、森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に関する施策に要する経費の財源を確保し、ひいては林業労働者の雇用の確保等に資する」ことを目的としている。

また、課税を行う期間としては、県民税の個人の均等割については、「平成27年度まで」のものとして、県民税の法人の均等割については、「平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度等」のものとして行われている。

そのため、本年度末において、課税期間の期限が到来することとなり、平成28年度以降の本税制度について、奈良県より意見を求められたため、検討を行い、県に対し提言を行うものである。

<森林環境税の評価について>

施業放置林整備にかかる間伐等により、表面の土の流出抑制、樹木の成長による二酸化炭素の吸収能力などに向上がみられ、徐々に成果が現れている。

また、平成27年5月に奈良県が実施した森林環境税にかかる意識調査によれば、森林環境税を活用した取組について必要だと考える県民の割合が個人87.7%、企業87.8%、今後も継続すべきだと考える県民の割合がすべての事業について、個人、法人とも6割前後となるなど、県民の多くから賛同を得ていることがわかる。特に、施業放置林の整備については、61.2%の県民が継続すべきであると考えている。

これらのことから、森林環境税の導入及び使途事業の実施効果としては、間伐による土砂移動量の減少や二酸化炭素の吸収能力の高まりが確認され、一定の成果が得られていると認められるが、なお一層の森林の有する公益的機能を高めるため、森林環境税及び使途事業は引き続き継続することが適当である。

※ 今後の本税の評価のためには、その目的である、「県土の保全、災害の防止、自然環境の保全、水源のかん養等森林の有する公益的機能の高まり」による効果を定量的に把握し、使途事業の有効性を示してゆくことが重要である。

<森林環境税の税率について>

奈良県では、森林環境税の税率を、県民税均等割に上乘せする方法により、個人には年額500円、法人には森林環境税課税前の均等割額の5%相当額としている。

これは、奈良県が導入を検討していた時点での先発県が、個人については年額500円であったこと、特に林野率が全国一高い高知県（先発県）におい

ても500円の負担水準となっていたこと、導入前に実施した意識調査においても多くの県民に賛同いただける額が500円であったこと、また、法人については県内零細企業の負担水準に配慮して年額千円（法人県民税均等割最低標準税率2万円の5%相当額）としてこと、等の理由から決められたものである。

税収は毎年約3億5,000万円前後で推移しているが、平成18年度から平成23年度までは、使途事業費が単年度税収と比較すると下回っていた。ところが、平成24年度からは使途事業費が単年度税収を上回る状況となっている。これは、当税を一旦「森林環境保全基金」に積み立てたうえで、取り崩して使途事業に充てる形をとっているためであり、税収累計総額を上回るものではない。しかし、平成27年度末には基金残高がほぼゼロになる見込みである。

一方、森林環境税の認知度は低く、県民に当事者意識を喚起するという意味からも、税率の引上げについても検討の余地はある。他方、森林の有する公益的機能が向上しているなど一定の効果が認められること、意識調査結果によれば、今まで以上に多く負担してもよいと考える人は限定的であること等を考慮すると、税率は現行のまま据え置き、今後5年間において税収及び基金積立金の範囲内で使途事業費を賄うべく、使途事業の見直しを行うことが適当である。

<森林環境税の使途事業について>

森林環境税の使途事業の実施効果については一定の効果が認められるが、事業費としては前述のとおり、第2期（平成23年度～）においては、単年度ベースでみると税収を上回っており、これを賄うために基金積立金の一部を充当している状況である。

このため、税率の検討において指摘したとおり、使途事業については、基金残高がほぼゼロであることを考慮して、単年度税収見合いの事業費とならざるを得ない。そのためには使途事業を精査し、見直しを行うべきである。

その際には、森林環境税のアウトカム指標を設定した上で、その効果を定量的に把握し、効果的な使途事業に重点化すべきである。

特に、意識調査結果からも最も必要な取組とされている「施業放置林対策」に重点化するとともに、「森林とのふれあいの推進」など森林環境税使途事業として当初目的を達成した事業については、森林環境税による使途事業から除外することが適当である。

<森林環境税の見直し規定について>

上記のとおり、税収と使途事業費について5年間でバランスさせることを踏まえ、5年後には再び検討を行い必要な措置を講ずることが適当であるが、当調査会で議論されたように、税率や使途事業については、課税期間途中であっても妥当性や有効性を評価し、その上で見直し等ができるような仕組みの検討や、施業放置林対策にかかる国等への税制改正要望等も併せて検討することが適当である。

1 本県の自主的な税制について

○法人県民税特例制度の概要

項目	内容
納税義務者	県内に事務所等を有する法人等
税率	法人税額の4.0%（但し、以下の対象法人は3.2%） ※H26.10.1以後に開始する事業年度 【対象法人】 次の法人のいずれかで、かつ法人税額又は個別帰属法人税割が年1,000万円以下の法人 ① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人 ② 資本又は出資を有しない法人 ③ 県税条例第20条第4項において法人とみなされる法人
適用期間	平成23年4月1日から平成28年3月31日までの間に終了する各事業年度分
税収による用途	現行税率が標準税率を超える部分(0.8%)による税収は、「社会福祉施設等整備基金条例」により基金に積み立て、用途事業に充当
税 収	約372百万円(平成26年度決算ベース)

<制度の趣旨>

社会福祉の増進又は医療の向上を図る施設の整備等に要する経費の財源に充てるため、法人県民税(法人税割)について昭和51年から条例による特例制度の適用を実施し、社会福祉施設整備基金に積み立てて活用

<制度の経緯>

適用期間	S61~H2	H3~H7	H8~H12	H13~H17	H18~H22	H23~H27	H28~H32	
目的	社会福祉施設の整備	社会福祉の増進及び医療の向上を図る施設の整備						今回
対象法人	資本金額等が1億円以上 または 法人税額400万円を超える法人	同左	資本金額等が1億円以上 または 法人税額1,000万円を超える法人	→				
税率	6.0% (中小法人等5.0%) 特例分1.0%	5.8% (中小法人等5.0%) 特例分0.8%		→			H26.10~ 4.0% (中小法人等3.2%) 特例分0.8%	

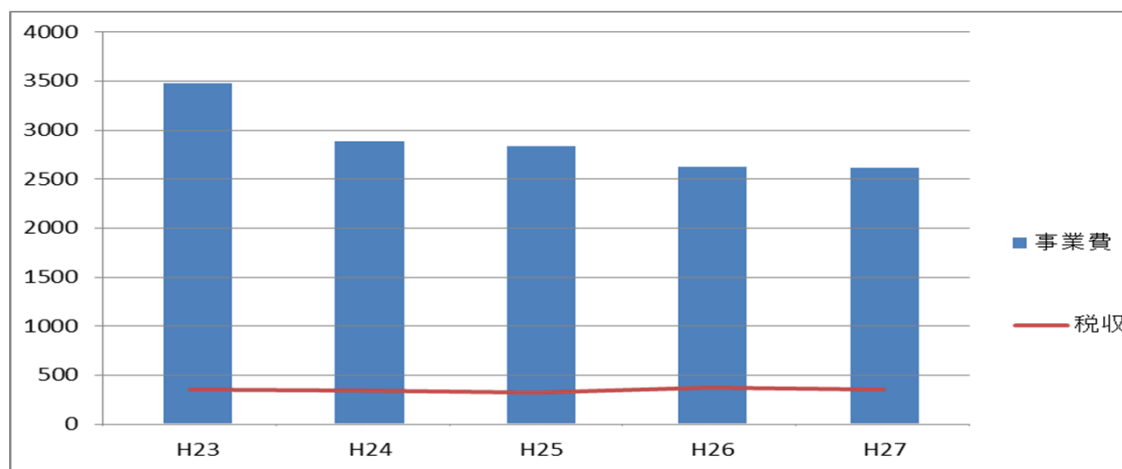
⇒ 本年度末で条例の適用期限が到来するため、次年度以降の特例制度の適用について検討。

○事業費と税収の推移

(単位:百万円)

	H23	H24	H25	H26	H27	合計
事業費総額	3,496	2,905	2,846	2,637	2,628	14,512
税収	360	350	322	372	353	1,757

(百万円)



○使途事業について

<H23~H27年度 主な使途事業(一部予定含む)>

- ・ 障害福祉施設整備 : 障害福祉サービス事業所等整備(計14カ所)
ケアホーム整備(計24カ所)
- ・ 老人福祉施設整備 : 特別養護老人ホーム整備(計24カ所)
- ・ 児童福祉施設整備 : 中央こども家庭相談センター整備
- ・ 医療施設整備 : 県立医大病院E病棟整備



中央こども家庭相談センター

前回の調査会での各委員からのご意見(法人県民税特例制度)



税率

【据え置き】

- 超過税率については、奈良県が突出して高いわけではないので適切。適用条件は、他の道府県と似ており、違和感はない。資本金等が1億円または法人税額1000万円超という基準は、中小企業を課税対象から外しているため、その分課税ベースが狭くなっているものの、担税力の高い大企業(資本金10億円以上)を狙い撃ちしているとまでは言えない。
- 今後も、今の制度でまた少し様子を見ましようというのも一案。横並びの中で、何か一番最初に変えることを目指すのか、いうところ。
- 税率を上げて効果は少ないと思うので、現行と同じ水準、条件で継続していくのでよい。

【減額】

- 適用条件について、広く薄く課税するということが良いのでは。法人税額の条件を、例えば1千万円の条件に引き下げて税率を小さくするというようなプランもあるのでは。

課税期間

【5年または中間見直し】

- 課税期間5年だと中間になる3年目に用途や税率の見直しをするという案もあるのでは。また、基金にしなくても、普通会計に入れて使った方がよいのでは。
- 課税期間については、あまりに長期にわたると目的のはっきりしない超過課税がダラダラと続くことになるので、現行の5年程度がよいのではないか。

前回の調査会での各委員からのご意見(法人県民税特例制度)

使途事業

- 使途事業で目的が社会福祉のためと示されているが、そういう目的で捉えているのかということちょっと疑問。社会福祉の増進や医療の向上を図る施設整備というのが、奈良県の法人にとってどんな受益をもたらしているのかということを実際に考えないといけない。
- 制度的に古い。昔は企業が住民のセーフティネットになっており、「〇〇地」にある企業が地域に対して何らかの貢献をするというのが当たり前という企業中心の時代の産物。奈良県が医療、福祉について充実を図っていくということであれば、むしろ奈良県民たちに広く負担を求めるべき。だから、均等割を上げろとは言わないが、奈良県民に広く負担を求めていくというのが筋だと思う。法人が法人形態をとることによって何らかのメリットを享受して、そこに担税力を見出して超過課税を行うのであれば、法人が享受するメリットを発生させるものに対して税金を使うのが筋。例えば、法人が地域の優秀な人材を雇用してメリットを得ているのなら教育事業に、法人が地域の豊富な女性労働力に依存しているのなら育児事業に、法人が整備されたインフラにその活動が支えられているのなら都市整備事業に、それぞれ税金を用いるなど。現在奈良県で行われているように、税金を社会福祉施設及び医療施設といった個人向け施設整備のために用いるのであれば、その便益を直接受けない法人に対して超過課税を行うことの合理的な説明が必要になるのではないか。
- 社会保障の増進というのは、高度成長期の企業イメージが強いかなと思う。企業に対して直接的にメリットがあるとか目的に合わせた内容に用途も考えていく必要があるのでは。
- 使途に関して、法人に近いということで頭によぎるのは保育。保育は県よりも市町村がやることが多いが、県がやることもあるのでは。
- 法人が多少手を取られるのは保育かな、あとそれも含めた修学前教育。修学前教育に特化して、この税金は、こういう勤め人のお子様の環境整備に使うという考えもある。

前回の調査会での各委員からのご意見(法人県民税特例制度)

その他

- 地方の法人課税は良いシステムでないと思っている。一度ゼロにするというのもあるが、いきなりはできないだろう。であれば、消費税との税源交換を提案提言をして、それが実現されたらゼロにするというのも一つの案かと思う。
他の県レベルで少し様子を見ながらでよい。
- 森林環境税も含め、途中での見直しも盛り込んだ形の答申としていきたい。
- 超過課税が各県に導入された約40年前には、横並びで入れたかという印象があり、逆に横並びでないでないと離脱も難しいし、税率を変えるのも困難だという印象がある。
- 基金化しているのは、税収をいただくということを明示するためのもの。

法人県民税超過課税について（答申）（案）

平成27年11月17日
奈良県税制調査会

法人県民税の超過課税は、昭和51年度より導入された法人県民税の法人税割に対し、地方税法の定める標準税率を超えた税率により課税されている超過課税である。導入にあたっては、当初「社会福祉施設の整備」を、平成3年度からは、「社会福祉の増進及び医療の向上を図る施設の整備」を図ることを目的としている。また、課税期間としては、「平成28年3月31日までに終了する各事業年度分の法人税割」とされている。

そのため、本年度末において、課税期間の期限が到来することとなり、平成28年度以降の本税制度について、奈良県より意見を求められたため、検討を行い、県に対し提言を行うものである。

<超過課税の評価について>

この超過課税は、創設当初から社会福祉施設の整備や医療の向上を図る施設の整備を図ることを目的に実施されてきたが、これまで県内では多くの関係施設整備が行われてきており、最近の5年間では、中央こども家庭相談センターの整備等の児童福祉、障害福祉及び老人福祉の各福祉施設並びに県立医大病棟整備等の医療施設整備に充てられるなど、一定の役割を果たしていると認められる。

今後も新奈良総合医療センターの整備をはじめ多くの関係施設整備の計画がされていることから、当該超過課税及び使途事業は引き続き継続することが適当である。

なお、平成28年度以降も引き続き以下のような検討が必要である。

※ この超過課税制度の目的は、社会福祉の増進及び医療の向上を図る施設の整備であり、負担する法人が享受する利益について検証することが必要である。

従来、この超過課税は、企業が住民にとってのセーフティネットとしての機能を果たしており、働く人やその家族が利用する医療や福祉関係の施設の充実が企業にとっての生産コストを引き下げる効果をもたらす、といった企業を中心とした意義が強調されてきた。しかしながら、奈良県が今後も医療、福祉について充実を図っていくのであれば、直接的な利益を享受する奈良県民に対して広く負担を求めていくべきという視点にたった考えにも留意する必要がある。

また、国で行われている地方法人課税改革の動向にも注視しつつ、この超過課税制度のあり方の検討についても、今後の課題として提起しておく。

<超過課税の課税対象について>

当該超過課税制度では、奈良県では、資本金等が1億円または法人税額1千万円超の法人を対象としている。前述のように、直接的な利益を享受する奈良県民に対して広く負担を求めていくべきとの観点から、対象条件を引き下げて税率を低くするという考えはある。他方、当該基準は、中小企業を課

税対象から外しているものの、現時点では負担している企業の規模から見ると資本金が10億円未満の企業も多く負担しており、担税力の高い大企業のみを狙い撃ちしているとまでは言えないこと、また、34の都道府県が奈良県と同じ基準であることなどから、課税対象は現行のまま据え置くことが適当である。

<超過課税の税率について>

奈良県では、当該超過課税対象法人に対する税率を、標準税率に0.8%上乗せして課税している。

税収はこの5年では年間約3億5,000万円前後で推移しているが、昨今の経済情勢等により、当該超過課税分の税収は減少傾向にある。ただし、対象事業費についても10年以上前と比較して減少傾向にあることから、事業費に占める超過分の税収のウェイトは逆に高まっているところである。

しかし、保育施設の充実など県内の法人活動の活発化にも資する事業に対する社会的な要請があること、また、全国的には44道県が同じ超過税率(0.8%)を採用していることから、税率も現行のまま据え置くことが適当である。

奈良県と全く同じ適用条件（超過税率0.8%、資本金1億円又は法人税額1千万円超）であるのは、33道府県となっており、適用期間についても、45都道府県が5年間となっている。

<超過課税の使途事業について>

当該超過課税の使途事業費は、社会福祉施設の整備や医療の向上を図る施設の整備を図ることを目的に事業実施されており、先述のようにこれまで県内では多くの関係施設整備が行われていることから、一定の役割を果たしているといえる。

ただ、昨今の経済状況を鑑みると、評価のところで述べたように、法人の利益に担税力を見出し超過課税を行うのであれば、負担している法人に対しての合理的な説明が必要であることから、使途事業として、法人において勤務する労働者にとり、より働きやすい環境を整えるという観点に立脚し、それらの環境づくりに資する、保育や修学前教育等の児童福祉施設、あるいは介護等に係る老人福祉施設等のさらなる充実を検討することが適当である。

<超過課税の見直し規定について>

上記のとおり、多くの都道府県で採用しているように課税期間は5年間とし、5年後には再び検討を行い必要な措置を講ずることが適当であるが、当調査会で議論されたように、税率や使途事業については、課税期間途中であっても妥当性や有効性を評価し、その上で見直し等ができるような仕組みについても併せて検討することが適当である。

2 政府要望について

今月(11月19日、20日)も、7月に引き続き要望書を作成し、総務省へ要望活動を実施予定。

地方税改革に関する要望

【担当省庁】総務省

国にお願いすること

- 地域間の税収格差の是正等を図るため、関係法令を改正し、以下の事項を推進されることを提案する。

〈1〉 社会保障目的となる地方消費税(引上げ分)の清算基準について
地方消費税の引上げ分については、地方の社会保障経費を反映する高齢者人口等を清算基準とすること。

〈2〉 現行の地方消費税の清算基準の見直し
人口基準の比率を高め、平成27年度税制改正において除外された情報通信業等のサービス及び除外が検討されている通信・カタログ販売、インターネット販売について、消費活動自体は存在することから、当該除外分については、人口比率等で再配分すること。

〈3〉 地方法人課税と地方消費税の税源交換
地方法人課税については国税化し、国の消費税については地方消費税化する税源交換について検討すること。

- 法人実効税率の見直しに当たっては、単なる税率の引下げではなく、代替財源の確保を行い、地方財政に影響を与えることのないようすべであり、また、あわせて、地方税収の偏在是正措置についても、幅広く検討すべきである。

○奈良県税制調査会(平成25年3月設置)

奈良県の税制のあり方を検討する「奈良県税制調査会」を設置。
税源の偏在(格差)は是正などについて平成25年6月26日付けで「地方税改革に関する4つの提言」をいただき、この要望に反映。
また、各委員の地方税制に関する考え方を取りまとめた論文集『望ましい地方税のありかた—奈良県税制調査会からの発信—』を作成。

(五十音順:平成27年4月1日現在)

氏名	所属・職名
上村 敏之	関西学院大学経済学部 教授
佐藤 主光	一橋大学国際・公共政策大学院、大学院経済学研究科 教授
鈴木 将覚	みずほ総合研究所 主任研究員 (前 京都大学経済研究所 准教授)
竹本 亨	帝塚山大学経済学部 准教授
鶴谷 将彦	奈良県立大学地域創造学部 講師
林 宏昭(座長)	関西大学経済学部 教授(副学長)
横山 直子	大阪産業大学経済学部 教授

地方消費税の清算基準における課題

〈1〉 引上げ分の清算基準(案)

配分(案)	65歳以上人口	3/4	→	市町村への 交付基準	人口のみ 1/1
	18歳以下人口	1/4			

うち1/2を市町村へ交付

引上げ分は、社会保障施策に要する経費に充てるものとされていることから、市町村への交付基準が人口とされていることも踏まえ、「高齢者人口等」を清算基準とすること。

〈2〉 現行の清算基準

奈良県の1世帯当たり消費支出は全国3位であるにもかかわらず、清算後の1人当たり地方消費税額は全国最下位レベル
→「最終消費地と税の帰属地の不一致」

現行の清算基準が供給サイドの統計数値であることが影響

※1人当たり地方消費税額の格差(都道府県間清算後)
・平成25年度 東京都 29,700円、奈良県 15,576円(格差 約1.9倍)
・平成24年度 東京都 28,365円、奈良県 15,577円(格差 約1.8倍)
・平成23年度 東京都 27,872円、奈良県 15,269円(格差 約1.8倍)

清算基準	小売年間販売額	サービス業対個人事業収入額	人口	従業者数	→	人口	従業者数
(割合)	6/8		1.2/8	0.8/8		1/2	1/2

うち1/2を市町村へ交付

※平成27年度からの清算基準(従業者人口、従業者数 各1/8)
このことにより、消費税8%ベースで約14億円の増収となったことにつきまして、感謝申し上げます。

「都道府県別の最終消費を把握できない場合、消費代替指標として、「人口」を用いる等により、算定における「人口」の比率を高める方向で見直すこと」(全国知事会「平成28年度税財政等に関する提案」)

更に拡大

平成27年度税制改正において除外された情報通信業等のサービス及び除外が検討されている通信・カタログ販売、インターネット販売について、消費活動自体は存在することから、当該除外分については、人口比率等で再配分すること。

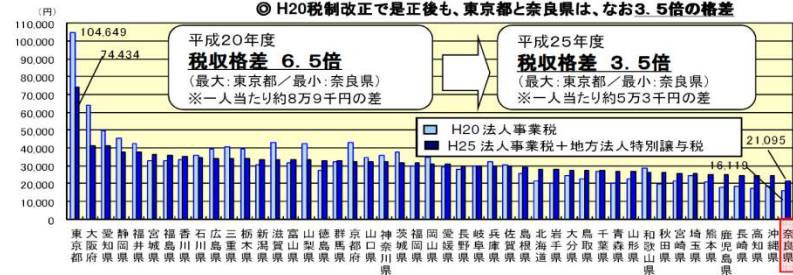
地方法人課税における課題

〈3〉 税源交換について

現行の地方法人関係税は、安定性を欠き偏在性が高い。

〈法人事業税(地方法人特別税)1人当たり税収〉

◎ H20税制改正では是正後も、東京都と奈良県は、なお3.5倍の格差



※平成20年度 ・法人事業税は、「地方税に関する参考統計数値資料(総務省自治税務局)」の平成20年度決算額
※平成25年度 ・法人事業税は、「地方税に関する参考統計数値資料(総務省自治税務局)」の平成25年度決算額
・地方法人特別譲与税は、25年度(5月期、8月期、11月期及び2月期)の譲与額の合計

● 法人実効税率の見直し、地方税の偏在是正について

今後の法人実効税率の見直しに当たっても、単なる税率の引下げではなく、租税特別措置の廃止・縮小など課税ベースの拡大等により代替財源の確保を行い、地方財政に影響を与えることのないようにすべきである。また、あわせて、地方税収の偏在是正措置についても、地方法人特別税・譲与税の意義や効果を踏まえて、他の偏在是正措置について幅広く検討すべきである。

【県担当部局】総務部税務課

2 政府要望について

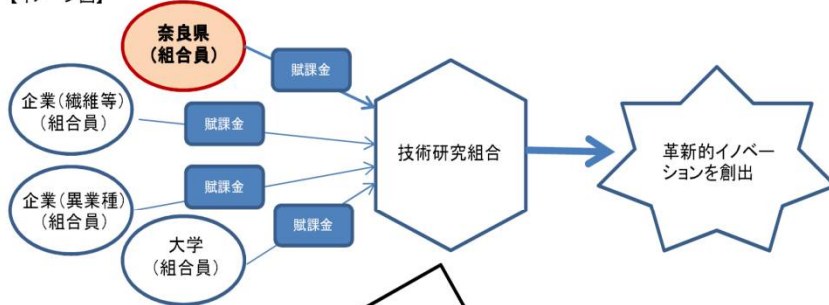
地方における技術研究組合制度の創設について

【担当省庁】財務省、総務省、経済産業省

奈良県における取り組み

- 1 異業種も巻き込んだ革新的イノベーションの創出
- 2 県が賦課金の拠出をして、「繊維関連企業と異業種」或いは「プラスチック関連企業と異業種」などの分野で、企業と県が連携して「技術研究組合」を結成

【イメージ図】



【研究課題の例】

- CFRP(炭素繊維強化プラスチック)材料の加工技術の開発
- 医療用プラスチック製機材の開発
- 床材等に適用できる燃えにくい木質プラスチックの開発

県が期待する効果

- ・異業種間の交流促進による、これまでにない高付加価値商品の開発
- ・地域産業の活性化による、雇用の拡大

国にお願いすること

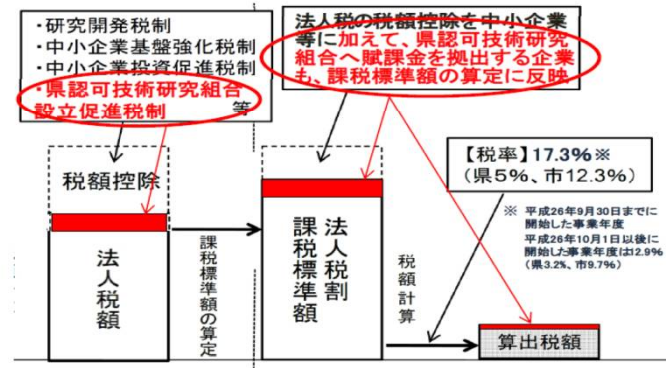
- 1 大企業の少ない地方においても技術研究組合の設立が促進されるよう、「地方版技術研究組合」制度を新たに創設され、その設立認可権限に地方の意向が組み込まれるようにされたい。

主たる事務所、研究施設が県内に所在する技術研究組合の認可権限を都道府県に付与

- 2 「地方版技術研究組合」制度について、現行の技術研究組合と同様の税制支援をお願いしたい。

【制度イメージ】

- ① 現行の研究開発税制と同様に法人税の税額控除制度を設ける。
- ② 現行の研究開発税制と同様に法人住民税法人税割の課税標準額の算定に、法人税の税額控除額を反映する。



- 3 技術研究組合の賦課金にかかる研究開発税制を拡充されたい。

- ① 試験研究費の総額から法人税を控除できる割合を、大学・特別試験研究機関等との共同・委託研究の場合と同じ、**30%に拡充**されたい。
- ② 適用期限を延長するとともに、技術研究組合の組合員が組合への賦課金を過去3年平均より増やした場合は、**増加率が5%未満でも制度の対象とするよう要件を拡充**されたい。
- ③ 技術研究組合への賦課金を過去3年平均より5%以上増やした場合は、控除率を**現行の「5%~30%」から「10%~60%」とするよう制度を拡充**されたい。

【県担当部局】 総務部税務課 産業・雇用振興部産業振興総合センター

2 政府要望について

リニア中央新幹線の三重・奈良ルートによる早期の開業と開業を促進するための税制措置の新設について

国にお願いすること

【担当省庁】財務省、総務省、国土交通省

「リダンダンシー路線全線同時開業促進税制」の新設について

- 税制改正案を税制調査会などで御検討いただきたい。
- JR東海の検討の用に供していただくため、国の考え方として提案していただきたい。
- さらに必要ならば、特別立法措置を講じていただきたい。

プロジェクトの内容と効果

1 早期の環境影響評価実施による路線確定

- (1) 「奈良市附近」駅を早期に確定し、「駅着工」を実施できるよう措置されたい。
- (2) 名古屋・大阪間においてルートや中間駅の位置が早期に確定するよう、早急に環境影響評価の手続きが着手され路線が確定されるよう、国において調整されたい。
- (3) 路線は、リダンダンシーの観点から、平成23年5月に決定された整備計画通り、東海道新幹線とできる限り離れた「奈良市附近」を経過地とした三重・奈良ルートとされたい。

- ◆ 名古屋・大阪間は、道路、鉄道とも並行した形態で使用されているため、リダンダンシーの観点に立った整備が必要



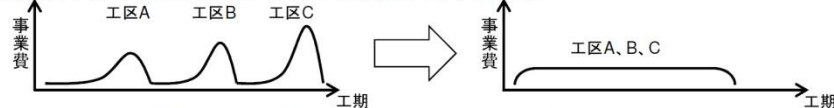
2 全線同時開業促進のための税制措置

三重・奈良ルートによる全線同時開業を促進するためには、JR東海に財務負担を極力かけることなく、建設が事実上先行して実施されることが望ましい。

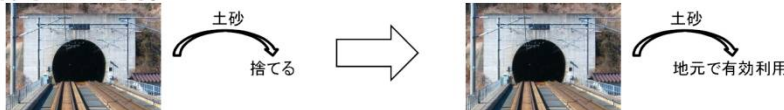
そのため、建設に係る土地取得と土砂処分に必要な責任が生じる通過地域の県が円滑な事業の促進のため、先行して事業を行える仕組みが必要である。

- ◆ リダンダンシー路線全線同時開業促進税制の効果

- (1) 相当事前に工事を行うことにより、工事規模を平準化できる。



- (2) 県が先行して建設プロセスに入ることにより、土砂の処分と経費を節約し、かつ、土砂を有効に利用することができる。



● 御提案する「リダンダンシー路線全線同時開業促進税制」の仕組み

並行する新幹線収益の一部をリダンダンシー効果のある路線整備のために寄附・積立て

法人税の損金算入の特例措置が必要(税制改正)

奈良県では寄附金と県追加負担額でトンネル工事を実施
(場合によっては工事促進のための民間からも寄附金導入も可)

県の工事にあたっては専門技術力のあるJR東海の指導監督が必要

工事箇所を特定するために路線の環境影響評価を早急を実施する必要

奈良県は県内通過分のトンネルからの排出土砂を全量買い取り別途処分(民間等が地元での土砂処分案を提案するの可)

トンネル完成部分は順次JR東海に譲渡、JR東海は資産を償却資産に計上

不動産取得税非課税など既存の税制措置を適用

取得時に償却資産としての認定が必要

【県担当部局】総務部税務課 県土マネジメント部地域交通課

2 政府要望について

空き店舗の有効活用などによるまちづくりへの支援

平成27年11月

【担当省庁】内閣府、総務省、財務省、国土交通省

奈良県における取り組み

県と市の連携協定によるまちづくりの推進

- 新たな雇用の創出、新たな人の流れによる地域の活性化、にぎわいのある住みよいまちづくりを進めるため、**県と市町村が連携協定を締結し、駅や病院等を中心とした拠点整備を推進。**
- 拠点整備を進めるにあたっては、新たな公共投資のみならず、駅周辺部等の拠点となるエリア内に存する**空き店舗や空き家の取得・活用が重要。**



県内の商店街の一部

空き店舗等の有効活用に向けた取組のイメージ

取組のフロー

① 「特定商業地域(仮称)」を指定

県と市の連携協定を踏まえ、駅周辺部等の拠点となる商業エリア(「特定商業地域(仮称)」)を指定

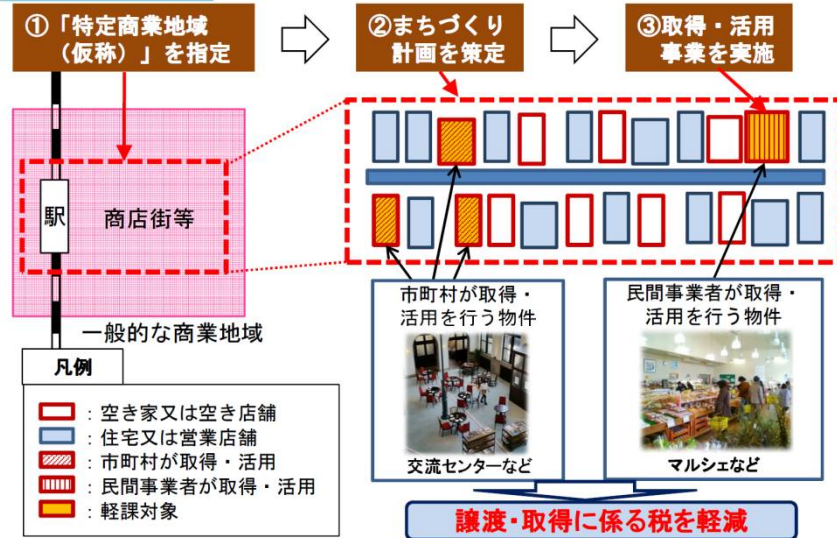
② 当該地域のまちづくり計画を策定

市町村が、当該エリアを対象に空き店舗・空き家の活用を含めた、まちづくりの計画を策定

③ 空き店舗・空き家の取得・活用事業を実施

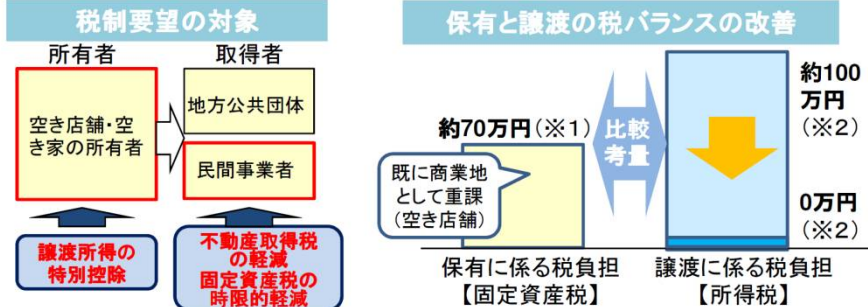
市町村及び民間事業者が、当該計画に基づき、空き店舗・空き家の取得・活用を重点的に推進
→**空き店舗・空き家を譲渡する所有者や取得する民間事業者の税負担を軽減することにより、譲渡・活用が促進される効果**

取組のイメージ



国にお願いすること(税制改正(案))

- 地方創生のさらなる推進の観点から、拠点となるエリア(「特定商業地域(仮称)」)において、まちづくりのために空き店舗・空き家を活用する場合に、**①現所有者の譲渡所得の特別控除、②取得する民間事業者の不動産取得税の軽減及び固定資産税の時限的な軽減を要望**



※1 駅前などにおいて100㎡・固定資産税評価額5万円/㎡の空き店舗の存する土地を所有していた場合の土地に係る10年間の固定資産税額の合計を記載。(5万円×100㎡×1.4%×10年=70万円)
※2 上記の空き店舗及び土地(地価約6.5万円/㎡)を譲渡した場合の土地の譲渡所得に係る税額(1000万円の特別控除がない場合とある場合)を記載。(6.5万円×100㎡×15%=100万円)

【県担当部局】

国土マネジメント部企画管理室、まちづくり推進局地域デザイン推進課、住宅課

2 政府要望について

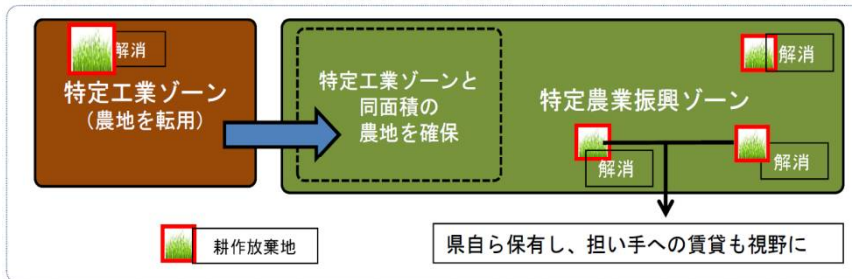
県内農地総量確保のための農地マネジメントの推進 耕作放棄地の公有化・耕作意欲者への譲渡の促進

【担当省庁】総務省、農林水産省

奈良県における取り組み

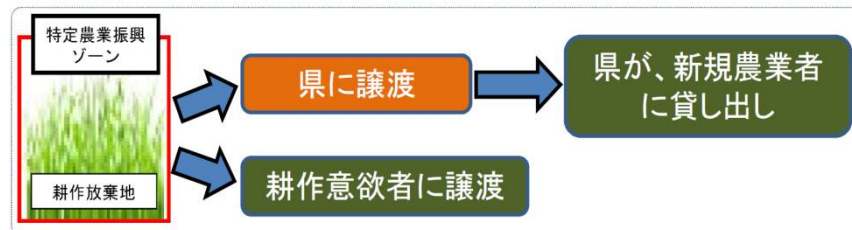
1. 県域農地マネジメントの推進

- (1) 県域で農地の総量を確保する目標を設定
- (2) 企業立地を推進する工業ゾーンを設定し、農地の工業用地への転用を許可
- (3) 当ゾーン内の農地は、当該市町村域を越えた県内他地域で同面積の農地を確保
- (4) 新しい農地での農業生産を県主導で実行



2. 耕作放棄地の公有化・耕作意欲者への譲渡の促進

- ・奈良県は、耕作放棄地率19%で、近畿で最下位のレベル
- ・特定農業振興ゾーンでの耕作放棄地を解消するため、県が保有して新規農業者に貸し出すなど、農地の有効活用を推進



(仮称) 奈良県地方創生総合戦略における位置づけ、KPI

【基本目標】

働いて良し

【プロジェクトの効果】

1. 農業振興地域における工場進出により、農村での新規雇用が発生
2. 農村における新規雇用の発生により、兼業農家の所得水準の向上が可能
3. 耕作放棄地の解消による新規農業者の増加

【KPI】

- ・雇用就農を除く新規就農者を毎年60名ずつ増やす
- ・農業法人を毎年10法人ずつ増やす
- ・担い手への農地集積率：34% (H35)

国にお願いすること

1. 県域農地マネジメント（農林水産省へ要望）

- (1) 特定工業ゾーンへの企業誘致に必要な規制緩和
 - ・企業誘致を目的とした土地造成を含め、10ha以上の集団農地に含まれる農地等について、農用地区域の除外、農地転用が可能となる特例措置
- (2) 特定農業振興ゾーンにおいて、県が保有した耕作放棄地の再生や水田の畑地化整備への定額補助

2. 耕作放棄地の公有化・耕作意欲者への譲渡の促進（総務省へ要望）

- 知事（又は市町村長）が特定農業振興ゾーンを設定し、ゾーン内で解消すべき耕作放棄地を設定
- (1) 設定された耕作放棄地の保有に対し、固定資産税等の重課（遊休農地の課税水準の引き上げ）
- (2) 耕作放棄地を県又は耕作意欲者に譲渡した場合、税の軽課（譲渡所得の特別控除の創設）

【県担当部局】農林部 担い手・農地マネジメント課

2 政府要望について

林業の成長産業化と森林の環境面を重視した管理

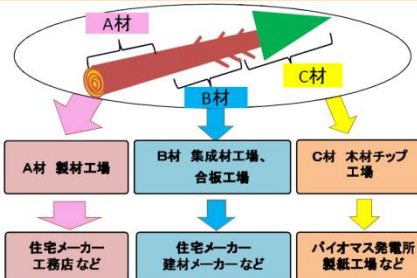
【担当省庁】 総務省、農林水産省

奈良県における取り組み

1. 奈良県林業・木材産業興し

○奈良県では、「奈良県 林業・木材産業振興プラン」を策定。

- (1)「高級材のみを選んで出す林業」から「A・B・C材全てを搬出して多用途に供給する林業」への転換
- (2)A・B・C材全ての受け皿として競争力のある木材産業を構築
- (3)県産材製品の流通拡大の実現



2. 施業放置林の解消に向けた取り組み

○施業放置林を洗い出し、当該森林を県に譲渡又は施業再開に繋がる取り組みを行う。



3. スイス林業をお手本とした森林管理手法の導入

○スイスでは、国産資源の木材が有効に活用されていないことに鑑み、**国を挙げての「木材資源」利用キャンペーン(holz21)**を展開。また、「森づくり」に関しては、環境と経済の両面から広葉樹にも目を向け**針葉樹の一斉林を広葉樹も混ざった多層な針広混交林へ改善**。

○奈良県では平成26年度より、スイスの森林管理手法について導入検討を開始。



(仮称) 奈良県地方創生総合戦略における位置づけ、KPI

【基本目標】
働いて良し

【プロジェクトの効果】

- ・奈良県が有する豊富な森林資源について、「素材生産」→「製材・加工・流通」→「利用」にかかる一貫体制を構築。
- ・林業の振興が期待される森林における放置林を解消する。
- ・県土の7.7%を占める森林の管理の合理化が図られる。



吉野郡川上村の人工林

【KPI】

- ・県産材生産量(素材ベース)【H25】148千 m^3 → 【H32】250千 m^3

国にお願いすること

1. 奈良県林業・木材産業興し推進への支援 (農林水産省へ要望)

- (1) 搬出間伐材積の増加に応じ、助成単価を高く設定する**補助制度の堅持**
- (2) ラミナ等製造ライン・木材乾燥施設の整備 及び財政力の弱い市町村の庁舎や商業施設の木造・木質化に対し、**財政支援**

2. 施業放置林の解消に向けた取り組みへの支援 (総務省へ要望)

○知事(又は市町村長)が特定林業振興エリアを設定し、エリア内で解消すべき放置森林を設定

- (1) 設定された放置森林の**保有**に対し、**固定資産税等の重課**(放置森林の課税水準の引き上げ)
施業を再開する者への固定資産税の**重課の解除**
- (2) 放置森林を県又は施業意欲者に**譲渡**した場合、**税の軽減**(5年以内に施業を行う者に譲渡した場合、譲渡所得の特別控除の創設)

3. スイス林業をお手本とした森林管理手法への支援 (農林水産省へ要望)

○**スイス**で国レベルで導入されている**森林管理手法**について、我が国においても取り組むよう要望する。

【県担当部局】 農林部 林業振興課、奈良の木ブランド課、森林整備課

3 今後の調査会活動について

自主的な税制にかかる調査・研究

現状と課題

- 平成25年3月の税制調査会の活動開始後、本県の自主的な税制に関し、産業廃棄物税の見直し(平成25年度)、森林環境税及び法人県民税法人税割の特例制度の見直し(平成27年度)について、それぞれ当税制調査会から答申をいただいたところ。
- これらの税制度は5年に一度の見直すこととしており、それぞれ最終年度に当調査会でご議論いただき、見直しをすすめてきたところであるが、これらは、法定外税あるいは超過課税として税金を徴収していることから、今後はさらに詳細な分析や評価を行い、その妥当性や有効性を説明することが必要。
- 今回の答申の中でも、「税率や用途事業については、課税期間途中であっても妥当性や有効性を評価し、その上で見直し等ができるような仕組みの検討」が必要と盛り込まれたところ。



調査研究(案)

本県にふさわしい税制についての議論を深めるために、奈良県税制調査会の各委員により、法定外税や森林環境税等を導入している他の都道府県に対し調査を実施していただくとともに、現状の課題を洗い出し今後の方針等に向けた分析を行っていただく。その中で見直し規定についてもご検討いただく。

また、奈良県税制調査会等で各界への発信を行うことにより、ひいては奈良県税収入アップにつなげていく。

【テーマ(案1)】

超過課税(法定外税)に関する調査と分析

現在、多くの自治体で超過課税が実施されているほか、法定外税の導入も拡大した。ただし現状は、法人を対象にしたものが多く、用途については、共通するケースが多く見られる。

行政サービスと密接に関連するはずの超過課税や法定外税をどのように住民と向き合いつつ再構築するかを検討する。

- 超過課税の現状(目的、税率)
- 超過課税の課題・問題点
- 超過課税の今後のあり方 等

【テーマ(案2)】

森林、農地の保全と活用

- 税制による対応
- 規制による対応
- 支出による対応
- ※ 当案については、議論が税制の範囲を越えることが予想されるため、他部局間との連携が必要。

4 今後のスケジュール

時期	税制の偏在(格差)是正	地方創生のための税制	本県の自主的な税制
	地方法人課税、地方消費税について、国への要望内容を検討	・地方創生税制の検討 ・リニア中央新幹線促進税制検討 ・地域産業のための研究開発税制検討	・法人県民税超過課税の見直し ・森林環境税の見直し
国の動向等	法人減税及び消費税引上げの議論とともに、政府税制調査会、与党税制調査会等で議論。		
4月	委員改選 論点整理	論点整理	■前回の見直し状況の整理 ・税収動向 ・課税方式 ・使途事業 ■全国状況調査 ■アンケート準備
5月			
6月	6/18 税制調査会		
6月議会	ご意見を踏まえて 論点整理・データ整理	ご意見を踏まえて 論点整理・データ整理	ご意見を踏まえて論点整理・データ整理 アンケート結果の整理、まとめ
7月	7/16, 17 政府要望		↓ 税制調査会への諮問内容を検討
8月			
9月	9/17 税制調査会		県から税制調査会へ諮問
9月議会	論点整理		■諮問に基づく税制調査会の調査対応
10月			
11月	11/17 税制調査会		税制調査会から答申
11月	11/19, 20 政府要望		■答申を踏まえた、条例改正案の策定
12月	12月中旬 H28与党税制改正大綱発表		議会報告(総務警察委員会)
12月議会			県税条例の改正
1月			
2月			
2月議会			条例改正案議会提出
3月	税制調査会		